

令和7年6月定例会 警察危機管理防災委員会の概要

日時 令和7年6月26日（月） 開会 午前10時 3分
閉会 午前10時59分

場所 第7委員会室

出席委員 小川直志委員長
安藤友貴副委員長
森伊久磨委員、尾花瑛仁委員、浅井明委員、岡田静佳委員、立石泰広委員、
神尾高善委員、武田和浩委員、蒲生徳明委員、金野桃子委員

欠席委員 なし

説明者 [警察本部]
原敏成公安委員会委員長、野井祐一警察本部長、橋本昭文総務部長、
羽石千代警務部長、石井堅次生活安全部長、杉村周一地域部長、
菅谷大岳刑事部長、内藤淳一交通部長、大塚健滋警備部長、
芦澤保弘財務局長、小林直之総務課長、立川正純会計課長、
加藤裕信装備課長、新井誠警務課長、藤木渉生活安全総務課長、
西嶋俊哉地域総務課長、加藤春樹刑事総務課長、
坂本正憲組織犯罪対策総務課長、久保田豊交通総務課長、
小野瀬孝交通規制課長、本多一美運転免許課長、高橋武公安第一課長

[危機管理防災部]
武澤安彦危機管理防災部長、鈴木健志埼玉版FEMA推進幹、
鶴見恒危機管理防災部副部長、黒澤努危機管理課長、出井正美消防課長、
関口大樹災害対策課長、石曾根祥子化学保安課長、
濱崎勝志危機管理課危機対策幹、関根雄一災害対策課防災DX政策幹

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結 果
第98号	警察官に対する給貸与品に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第101号	令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）のうち危機管理防災部関係	原案可決

2 請願 なし

報告事項（危機管理防災部関係）

- 1 指定管理者に係る令和6年度事業報告書及び令和7年度事業計画書について
- 2 令和7年度における指定管理者の選定について

【付託議案に対する質疑（警察本部関係）】

森委員

- 1 今回の警察法施行令に基づいてスカートを廃止するという考えは理解できるが、他県も同じように条例改正を行っているのか。また、スカートの廃止については、女性職員からの意見も反映させた結果という理解でよいのか。
- 2 女性職員も通常の交番勤務等ではズボンタイプの制服を着用しており、必要に応じてスカートを着用していたものと推測するが、スカートを廃止することにより必要な機会としての支障は生じないのか。

装備課長

- 1 他県も同様に改正しているのかということだが、制服の仕様を定めている国家公安委員会規則である「警察官の服制に関する規則」からスカートが削除されたことで、警察官の制服としてのスカートは存在しないものとなった。条例の条文にスカートが明記されている県については、当県と同様、条例の改正をするものと認識している。また、スカートの廃止について女性の意見はどうだったかということである。警察庁からは、女性警察官の職域拡大に伴い、現場警察活動において機動性を重視したズボンを着用しており、スカートはほぼ使用していないという実態を踏まえて、スカートを廃止したと聞いている。県警においては、令和4年3月にスカートの支給を停止し、回収しているが、当時のアンケートでは、スカートは必要がないという回答が97.5%だった。その主な理由としては、そもそも着用する機会がない、また、必要性を感じないという意見であった。
- 2 警察業務においてはスカートを履かないといけないという業務は想定されていないため、スカートを廃止しても支障がないと考えている。

尾花委員

- 1 給貸与品に関する条例というところでお伺いをしたいが、国の規定だと暑熱対策に向けた改正の動きというのが出ていて、今年の6月1日には職場の熱中症対策義務化された動きだとか、遡って4月に発出された暑熱対策の推進についての通達だと、警戒の空白を生じさせないための組織運営の指針における重点的に取り組むべき事項に該当する旨触れた上で、暑熱対策についてというのが特出しで記載の通知があったと思うが、この観点も念頭に置いて県としては条例とか、あるいは運用規程なのか分からないが、そういった改正というのは必要があると考えているが、見解をお伺いする。
- 2 実際、その現場における暑熱対策推進でこういった運用状況になっているのかをお聞かせいただきたい。

装備課長

- 1 条例は制服の支給や装備品の貸与について定められたものである。制服や装備品に係る熱中症対策等については、条例改正ではなく、必要により内部規程の改正で対応している。
- 2 具体的には、現在、制服や装備品に係る暑熱対策として、夏服の着用期間を延長している。交番や駐在所における脱帽について、既に内部規程を改正しており、また、速乾性に優れたポロシャツ型の夏制服の試行導入を実施している。

尾花委員

条例に入らず内部規程というお答えだと思うが、今、お話があったように5月1日からポロシャツ型の試行着用とか、また脱帽勤務等々をやられているというふうには伺っていた。各県で、内部規程で任されているところもあると思うので他県を調べたところ、例えば、大阪とか愛知とか複数の道府県では、警察官に空調服を装備させる事例というのが、例えば、長時間の交通整理業務だとか長時間拘束される例に限定して支給するというのがあるようだが、こういった検討というのは中で出ているのか、もしお聞きできればお願いしたいと思う。

装備課長

暑熱対策の製品としては、尾花委員の御指摘のとおり、ファン付きベストと、そのほかにペルチェ式冷却ベスト、水冷ベスト等、多数の製品がある。現在、それぞれの製品の効果はもとより、警察活動において使用するのに問題がないのかどうかを検討している。今後、警察活動に適した製品の導入について、関係各課と連携をして前向きに柔軟に検討してまいりたいと考えている。

【付託議案に対する質疑（危機管理防災部関係）】

蒲生委員

- 1 この事業についての執行率だが、過去に3回同様の事業を行ったと聞いているが、この執行率はどのように変化しているのか、まずお答えいただきたいと思う。また、執行率の上下がどうなっているのか。
- 2 その点も踏まえた上で、県内事業者は当然だが、県外の実業家に対しても実際に周知をどのようにしているのかという点についてお聞きしたいと思う。私はちょうど東京と埼玉県境のところで、埼玉の一番端っこのもう歩いて数分で東京竹の塚に入っていくところに住んでいる。事業者においては、例えば、顧客がほとんど東京で、埼玉県が僅かという事業者もある。そうすると、二つのところでやる場合には、両方での申請がこの事業はできるので、例えば、東京がほとんどで埼玉が僅かという場合に、これ現場からの声として聞いているが、事業者によっては、例えば、東京だけ申請をして、埼玉には申請をしないということが起こり得ていると。そうすると、いわゆる県民消費者の皆さんに対しては利がないということで、事業を受けられないということになるので、それに対する対策も含めて、どのような対応をしているのかについてお聞きしたいと思う。

化学保安課長

- 1 まず、執行率についてだが、これまで3回ということだが、今、実は3回目は実施中であり、まだ執行率が未確定な状況である。第1回と第2回については、予算ベースの執行率でいうと1回目が88%、2回目は89%と、少し上昇しているような状況である。
- 2 県外の実業家へ周知が十分でないということと、また、県外・東京都の実業家の方が東京だけで埼玉の方の補助をしないことによる埼玉県の方が補助を受けられないのではないのかということについてだが、県外の実業家へは今のところホームページやSNSでの周知とともに、過去に申請があった場合には、申請しなかった方には文書でお知らせをして依頼をしている状況である。現状、県外の販売事業者が何社、県内でお客がいるかというような把握はなかなかちょっと難しくてできていないというような状況

だが、第4回では、他都県のLPガス協会などへも周知の依頼などをして、幅広く県外の事業者にも埼玉県補助事業について御理解いただいて、協力を呼び掛けてまいりたいというふうに考えている。

尾花委員

今の蒲生委員の質問にちょっと関連しているが、1回目88%、2回目89%ということだったと思うが、これ、ちょっとやっぱり気になるのが取扱事業者を通じての申請というスキームになると思うので、全ての事業者さんが対応しないと広く一般消費者に補助が行き渡らないということは常に心配ごととしてある事業だと思うが、執行率を高める努力というのは、ここまでの経過を踏まえて、どういった工夫を考えられているのか。例えば、御夫婦でやっている小規模事業者さんとかもいると思うが、そういったケースも含めたときにこの89%から上げていくというのは、結構また考え方を変えていく必要があると思っており、その見解をお伺いしたいと思う。

化学保安課長

実際、やはり零細というか2人でやっているような事業者の方には、人手がなくてなかなか難しいというような声を頂いている。また第3回からは、申請のやりやすさというかそういうことを考慮して、電子申請フォームというような形で24時間受付をできるように変えたが、逆に電子申請はできないというような事業者さんが中にはいて、申請できなかったというような声を頂いているところである。実際には紙での申請も受付はしているが、そのお知らせを今後は、今回、第2回までに申請をして第3回の申請をしていなかった事業者の皆様、290社だが、お手紙をお送りして活用の依頼をして、200社までは御協力をいただいた。90社の中には人手がないとか、電子申請できなかったというお声を頂いたので、今後この手紙やメール、電話などで強く活用を呼び掛けるとともに、その際には、紙での申請などについてもできないという方には御案内をして、できる限り御協力いただけるように、努めてまいりたいというふうに考えているところである。

尾花委員

このエネルギー対策とかに公費を投入していくということが、どの程度の有効性が長期的に見たときにあるのかというのは、結構大きなテーマで話としてはあると思うが、あくまでやっぱり緊急対応の文脈でやっているという理解をしている。そういうところかというと、多分通常よりはやっぱり一般消費者にどう届くかというところで少し柔軟な対応が必要な場面は増えていると思うが、例えば、いろんな事業者が入っているLPガス協会とか、ここに限らずだが、いろいろ諸団体があるので、そういうところを通じて、促進の依頼とか、場合によると申請のお手伝いとかをお願いできないかという、そういう働き掛けも県単体だけではなくて必要かなと思うがその辺りはどうお考えか。

化学保安課長

LPガス協会という協会があり、販売事業者の団体だが、周知については現在も、協会の会員に向けて、周知チラシあるいはホームページなどで呼び掛けていただいている。

20支部があり、支部の集まりなどでも御説明などを行っていただいているところだが、今後は、人手はお互いになかなか難しい部分もあるかと思うが、申請のお手伝いということに関しては、できる事業者の方のアドバイスなどを受けていただけるような形で協会の方にも御協力をお願いしていきたいというふうに考えている。

森委員

今回のこの施策は、販売事業者を通じて価格高騰の影響分の一部を補助するということで、上限1,500円ということだが、この価格高騰分の影響分の一部ということで、この1,500円という単価の根拠というものが、どれだけ上がっていてこの1,500円と決めたのかという根拠をお示しいただきたい。

化学保安課長

現在もまだ高騰している状況であるが、令和3年の8月から令和4年1月までの高騰前の平均と、令和6年11月から令和7年4月の平均価格との差額を基に高騰分の50%を3か月分補助している。都市ガスとか電気のように、使用量ごと、キロワット当たりというような計算で補助することが、LPガス販売業者を通じて行うということがあり、なかなか難しい。そこで、平均的な世帯の使用料を基に算出した1,500円を上限として、定額で補助しているというような状況である。

森委員

大体平均的に令和3年度から3か月で3,000円高騰し、その50%の1,500円という設定にしたということによろしいか。

化学保安課長

そのとおりである。

岡田委員

- 1 1世帯当たり1,500円だが、ほかの都道府県、関東、例えば、東京都の上限は幾らぐらいなのか。東京、埼玉、千葉、神奈川の金額が同じなのか教えてもらいたい。
- 2 販売事業者への事務経費も関東の比較を教えてください。

化学保安課長

- 1 東京都は、私どもは第3回は3か月分だが、東京は自主財源で6か月分ということで、現在事業を行っていると言っている。6か月分で3,000円ということで行っているということである。神奈川県については、私どもと同様に、第4回に当たる事業は1,710円を補助すると言っている。千葉は3か月分で600円ということ言っている。
- 2 県で行っている事業の事務経費は1社当たり34,000円をまず定額として支給しており、それ以外に「50円掛ける消費者数、お客様の数」の上限280万ということで、事務経費をお支払している。それ以外に、システムの改修が必要だった場合の補助として150,000円が事業者の事務経費として、私どもからお支払している分となる。東京都では、事務費は30,000円固定に対して「200円掛ける世帯数」で、上限はやはり280万。システムは160,000円ということである。神奈川については定額で150,000円、千葉については67,500円に1件当たり20円を支給しているというふうに言っているところである。

【付託議案に対する討論】

なし